ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理に向けて

〔2012年12月版〕

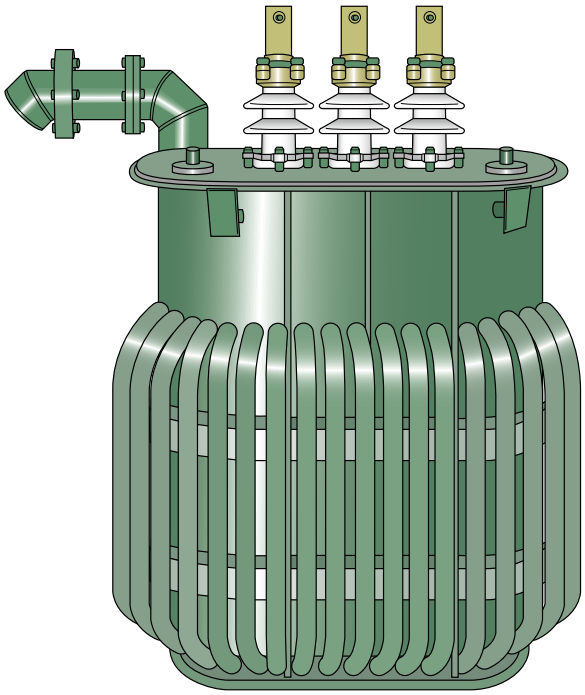

トランス

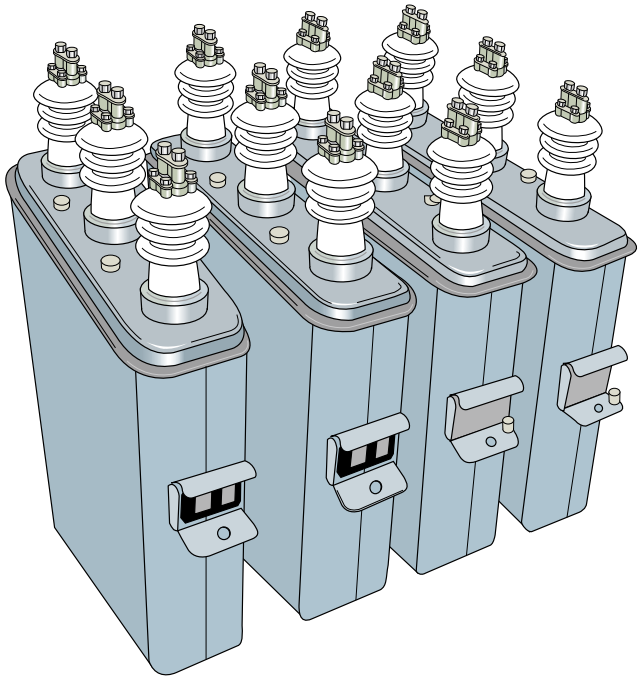

コンデンサ

PCB廃棄物を保管している事業者のみなさんは、
PCB廃棄物の保管及び処分の状況について
都道府県知事（政令で定める市にあっては市長）に
届け出なければなりません。

※　問い合わせ窓口については、裏表紙に記載しています。

環境省

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理に向けて

polychlorinated biphenyls

目　次

1 PCB 廃棄物問題の背景 1

2 PCB とはどんなものですか？ 2

3 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系 4

4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 5

5 収集運搬の安全性確保 6

6 PCB 廃棄物を保管する事業者に課せられる規制 7

Q＆A 8

問い合わせ窓口 10

1．PCB 廃棄物問題の背景

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されていましたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和47年以降その製造が行われておりません。

世界的にも、一部のPCB使用地域から、全く使用していない地域（北極圏など）への汚染の拡大が報告された事などを背景として、国際的な規制の取り組みが始まっており、残留性有害汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）が平成16年５月に発効しています。この条約ではPCBに関し、平成37年までの使用の全廃、平成40年までの適正な処分を求めており、我が国は平成14年８月にこの条約を締結しています。

既に製造されたPCBの処理に向けて、民間主導によるPCB処理施設設置の動きが幾度かありましたが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、ほぼ30年の長期にわたりほとんど処理が行われず、結果として保管が続きました。保管の長期化により、紛失や漏洩による環境汚染の進行が懸念されたことから、それらの確実かつ適正な処理を推進するため、平成13年６月22日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、同年７月15日から施行されました。

法律の施行により、国が中心となって日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）を活用して、拠点的な処理施設を整備することとなり、平成16年の北九州事業の操業をはじめ、全国5カ所に処理施設が整備されました。

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年保管や処分の状況についての届出を行うことのほか、政令で定める期間内の処分が義務づけられています。この期間は、法律の施行時には平成28年7月までと規定されていましたが、法律の施行後に微量のPCBに汚染された電気機器が大量に存在することが判明したことや、日本環境安全事業株式会社における処理が想定よりも遅れていることなどを踏まえ、平成24年12月に政令が改正され、処理期間は平成39年3月末日までとされました。しかしながら、高濃度のPCB廃棄物については、現在我が国において処理が可能なのは日本環境安全事業株式会社のみであるため、高濃度のPCB廃棄物の処分は、一部の処理に時間を要する機器を除き、可能な限り当初予定された平成28年7月までに行うことが重要です。

福岡県北九州市、愛知県豊田市、東京都江東区、大阪府大阪市、
北海道室蘭市の全国５カ所の施設で処理が行われています。

2．PCBとは どんなものですか？

PCBの用途

PCBは電気機器用の絶縁油、各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など、以下のとおり様々な用途に利用されていました。現在は新たな製造が禁止されています。

用　途		製品例・使用場所
絶縁油	トランス用	ビル・病院・鉄道車両・船舶等のトランス
	コンデンサ用	蛍光灯の安定器・白黒テレビ・電子レンジ等の家電用コンデンサ、直流用コンデンサ、蓄電用コンデンサ
熱媒体（加熱用、冷却用）		各種化学工業・食品工業・合成樹脂工業等の諸工業における加熱と冷却、船舶の燃料油予熱、集中暖房、パネルヒーター
潤滑油		高温用潤滑油、油圧オイル、真空ポンプ油、切削油、極圧添加剤
可塑剤	絶縁用	電線の被覆・絶縁テープ
	難燃用	ポリエステル樹脂、ポリエチレン樹脂
	その他	ニス、ワックス、アスファルトに混合
感圧複写紙 塗料・印刷インキ		ノンカーボン紙（溶媒）、電子式複写紙 印刷インキ、難燃性塗料、耐食性塗料、耐薬品性塗料、耐水性塗料
その他		紙等のコーティング、自動車のシーラント、 陶器ガラス器の彩色、農薬の効力延長剤、石油添加剤

PCBの性質

水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなど物理的な性質を有する主に油状の物質です。

また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

PCBとはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでもコプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるPCBの毒性は極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされています。

PCBの毒性

脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。

PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ

油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹（塩素ニキビ）、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

PCB使用の代表的な電気機器

PCBが使用された代表的な電気機器には、高圧トランスや高圧コンデンサ、安定器があります。トランス（変圧器）とは、ある交流の電圧をそれより高いか、又は低い電圧に変える装置であり、コンデンサ（蓄電器）とは、電気を一時的に蓄える、電圧を調整する、位相を変化させる、といった効果を持つ装置です。

高圧トランス

トランス内はPCBとトリクロロベンゼンの混合液（重量比３：２）で満たされています。

例えば、50kVAの場合で約115kgのPCBが入っています。

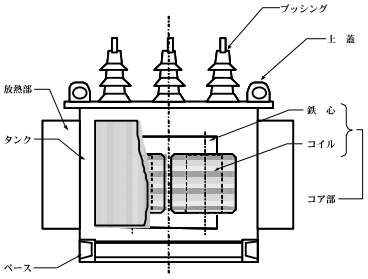

高圧コンデンサ

コンデンサ内はPCBで満たされています。

例えば、100kVAの場合で約35kgのPCBが入っています。

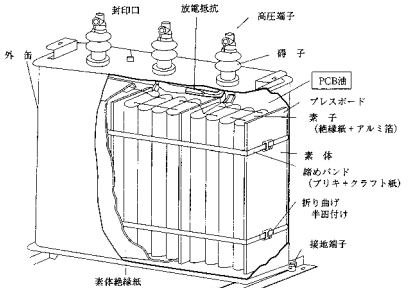

安定器

蛍光灯の安定器の中にも、低圧コンデンサが使われています。

コンデンサ内の巻紙のすき間に少量のPCB油が含浸されています。

昭和47年８月以前に製造された業務用・施設用蛍光灯器具の安定器では数十g程度のPCBが入っているものもあります。

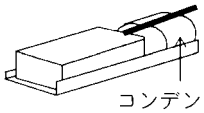

※それぞれの機器にPCBが使用されているかどうかは、銘板に載っている型式や製造年月をもとに各メーカーに問い合わせてください。
※上記の電気機器の他、PCBが使用されている電気機器には、低圧トランス、低圧コンデンサ、その他機器（リアクトル、サージアブソーバー、計器用変成器等）等があります。これらもPCB特別措置法の届出対象となっています。

微量PCB汚染廃電気機器等

PCBについては昭和47年から新たな製造がなくなりましたが、PCBを使用していないとする電気機器等に、数mg／kgから数十mg／kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むものが存在することが分かっています。その量は、電気機器が約450万台、ＯＦケーブルが約1,400kmに上ると推計されており、このような微量のPCBに汚染された電気機器等が廃棄物となったもの（微量PCB汚染廃電気機器等）についても、PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

3．ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の体系

事　業　者

保管等（保管事業場変更）の届出（第8条・規則第6条関係）
- 毎年度、都道府県知事*へ保管量等を届け出なければならない。
- 保管事業場を変更した場合は変更届を提出しなければならない。

紛失の防止

ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る措置
（第13条関係）
- ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業者が確実かつ適正な処理について都道府県、政令市へ協力。

期間内の処分（第10条関係）
- 平成39年3月までに処分するか又は処分を委託しなければならない。

確　実　な　処　分

譲渡し及び譲受けの制限
（第11条関係）
- 脱法行為を防止するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の譲渡し及び譲受けを制限。

反映

協力

国、都道府県

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画及び処理計画の策定
（第６条、第７条関係）
- 環境大臣はポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画を策定。
- 都道府県、政令市は国の基本計画に即してポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を策定。

保管等の状況の公表
（第９条関係）
- 都道府県は毎年度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表。

総合的かつ計画的な施策の実施

改善命令（第16条関係）
- 環境大臣又は都道府県知事は、期間内の処分義務に違反した場合に期限を定めて処分等を命令。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金
（独立行政法人環境再生保全機構法第16条関係）
- 独立行政法人環境再生保全機構に基金を設置。
- 政府、都道府県は基金に充てる資金を補助。

日本環境安全事業株式会社による処理事業
（日本環境安全事業株式会社法第１条関係）

ポリ塩化ビフェニル製造者等

ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務（第４条関係）
- 国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

基金への出えん等の協力

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の確保

＊ 政令で定める市にあっては市長。以降同じ。

4．ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

PCB廃棄物の適正な処理を計画的に推進するため、国は処理施設の整備の方針や処理体制の整備の方向等について基本計画を定めています。

現在、地元地方公共団体の協力のもと、次の図表に掲げるとおり、日本環境安全事業株式会社を活用した拠点的広域処理施設により適切・確実な処理を推進することとしております。

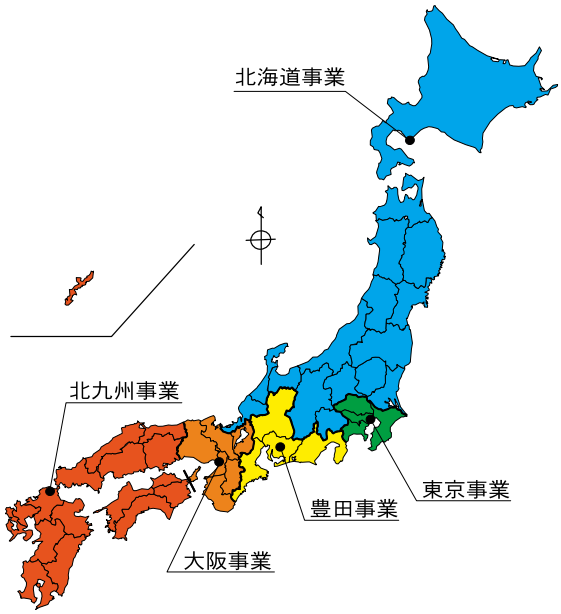

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画〔平成21年11月〕

事業名	事業場所	対象地域	処理対象	PCB分解量	処理開始	事業完了
北九州	福岡県北九州市若松区響町一丁目	沖縄県・九州 中国・四国 （17県）	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	0.5ｔ／日 （H16.12～） 1.5ｔ／日 （H21. 6～）	H16.12	H28. 3
			汚染物等 （安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等）	10.4ｔ／日 （汚染物等量）	H21. 7 予定	
大　阪	大阪府大阪市此花区北港白津二丁目	近畿 （２府４県）	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	2.0ｔ／日	H18.10	H28. 3
豊　田	愛知県豊田市細谷町三丁目	東海 （４県）	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	1.6ｔ／日	H17. 9	H28. 3
東　京	東京都江東区青海二丁目地先	南関東 （１都３県）	トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったもの並びに廃ポリ塩化ビフェニル等	2.0ｔ／日	H17.11	H28. 3
北海道	北海道室蘭市仲町	北海道・東北 甲信越 北関東・北陸 （１道15県）	高圧トランス等及び廃ポリ塩化ビフェニル等	1.8ｔ／日	H20. 5	H28. 3
			汚染物等 （安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等）	8.0ｔ／日以上（当面） （汚染物等量）	未　定	

5．収集運搬の安全性確保

PCB廃棄物の収集運搬業者は、①密閉できることなどPCBの漏洩防止措置を講じた運搬容器を有すること、②運搬車等には応急措置設備、緊急時の連絡設備等が備え付けられていること、③業務に直接従事する者（運転者等）がPCB等の性状、事故時の応急措置等の知識及び技能を有すること、などの許可基準を満たす必要があります。

また、PCB廃棄物保管事業者が、自ら運搬を行う場合にあっても、PCBの漏洩防止措置を講じた運搬容器に収納して運搬することが必要です。

その他、PCB廃棄物の収集運搬が広域、かつ一定期間行われることとなることから、環境省は、廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る基準を遵守するために必要となる技術的な事項について明確化した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を平成16年３月に定めました（平成23年８月改訂）。

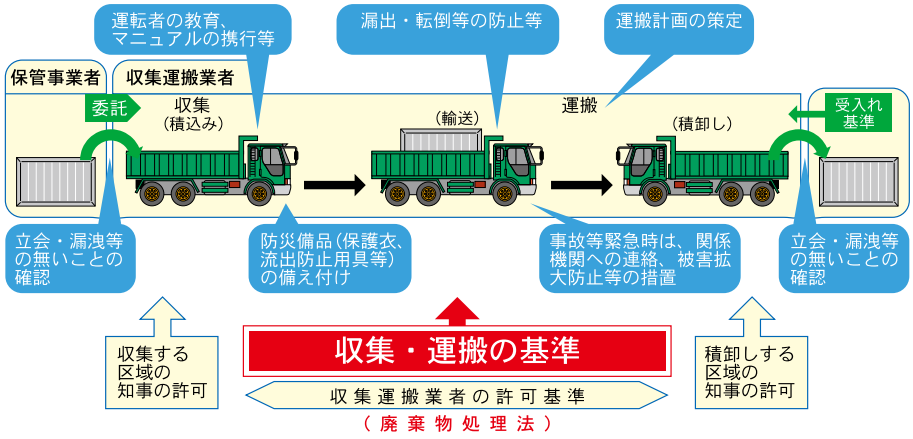

PCB 廃棄物収集・運搬ガイドラインの内容

＜収集・運搬＞	＜安全管理及び運行体制＞
①事前調査・委託契約 ②収集・運搬の方法 ③表示・標識 ④携行書類	①安全管理の体制 ②収集・運搬従事者の教育 ③運搬計画 ④運行管理 ⑤届出
＜運搬容器＞	＜緊急時の対応＞
①運搬容器の基準 ②運搬容器の種類 ③運搬容器の試験 ④運搬容器の選定 ⑤運搬容器の再使用 ⑥運搬容器の維持管理	①事故の未然防止 ②緊急連絡体制 ③緊急時の措置

※環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/）でご覧いただけます。
【廃棄物・リサイクル対策　→　廃棄物処理の現状　→　ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物】

6．PCB廃棄物を保管する事業者に課せられる規制

保管及び処分の状況の届出

PCB廃棄物を保管している事業者は、毎年度、そのPCB廃棄物の保管及び処分の状況に関して都道府県知事に届け出なければなりません。

なお、都道府県知事は、毎年度、事業者から提出された上記保管等の届出書について、PCB廃棄物の保管及び処分の状況を一般に公表することとなっています。

➡届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

期間内の処分

事業者は、平成39年３月31日までに、PCB廃棄物を自ら処分するか、若しくは処分を他人に委託しなければなりません。

なお、環境大臣又は都道府県知事は、事業者が上記期間内の処分に違反した場合には、その事業者に対し、期限を定めて、PCB廃棄物の処分など必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

➡この改善命令に違反すると、３年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

譲渡し及び譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

➡これに違反すると、３年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

承　継

事業者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部を承継した法人は、その事業者の地位を承継するものとされています。事業者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ることになっています。

➡届出を行わなかった者、また虚偽の届出をした者は30万円以下の罰金に処されます。

特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。

➡この義務に違反すると、30万円以下の罰金に処されます。

PCB 廃棄物の適正な保管

PCB廃棄物の保管に当たっては、廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物保管基準」に従わなければなりません。同基準には飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止などが定められており、基準に適合していない場合、都道府県知事は保管事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

特別管理産業廃棄物保管基準（PCB廃棄物の場合）

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などの表示をした掲示板が設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること
- 保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

保管場所表示の例
（縦・横それぞれ60cm以上）

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外の立入を禁止する。
管理責任者 ○○○○　名称 ○○○○
連絡先○○○－○○－○○○○

➡この改善命令に違反すると、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、またはこれを併科されます。

Q&A

Q　使用中の電気機器にPCBが含まれていることが確認された場合はどうすればよいですか？

A　電気事業法（電気関係報告規則）に基づき、PCB含有が判明した後遅滞なく所管する産業保安監督部にPCB含有電気工作物の使用に係る届出を行う必要があります。現在使用中のものについても、処理施設の操業期間を勘案し、計画的に使用をやめて処理を行うことが必要です。

Q　PCB含有電気工作物の使用を終えた場合はどうすればよいですか？

A　電気事業法（電気関係報告規則）に基づき、使用を終えた後遅滞なく所管する産業保安監督部にPCB含有電気工作物の廃止に係る届出を行う必要があります。また、使用を終えたPCB含有電気工作物について、PCB特別措置法に基づき、事業所所在地の都道府県知事への届出が必要になるほか、PCB廃棄物として適正に取り扱わなければなりません。

Q　電路から外したPCB含有電気工作物は、再使用してもいいのでしょうか？

A　電路から一度外したPCB含有電気工作物は、電気事業法（電気設備に関する技術基準を定める省令）により、電路への再施設が禁止されています。

Q　PCBを含む使用済みコンデンサを所有しています。どうしたらよいでしょう？

A　処分を行うまでの間、廃棄物処理法に定める特別管理産業廃棄物の保管基準に従い、廃 PCB等が漏洩しないよう適正な保管施設において適切に保管を行うほか、毎年、保管状況等について事業所所在地の都道府県知事への届出が必要です。
なお、変圧器などの電気機器中の絶縁油（PCBを絶縁油として使用していないもの）から微量のPCBが検出された事例が見つかっております。変圧器などの電気機器の使用を終え、廃棄しようとする場合には、銘板を確認し、電気機器メーカー、日本電気工業会等にPCB混入の可能性の有無について確認して下さい。また、電気機器メーカーからの情報等により、PCB混入の可能性が完全には否定できないと判断された場合には、速やかに絶縁油中のPCB濃度を測定し、PCB廃棄物に該当するか否かについて確認して下さい。

Q　PCB廃棄物の保管状況等の届出はいつまでに行えばよいでしょうか。

A　毎年 6 月30日が届出期日です。

Q　事務所内で古い型の蛍光灯器具を使用していますが、これにPCBは含まれているでしょうか。

A　昭和32年 1 月から昭和47年 8 月までに製造された業務用・施設用の蛍光灯器具のラピッドスタート式高力率のもの、水銀灯器具の別置安定器及び低圧ナトリウム灯器具（トンネル用）には、PCBを含むコンデンサが使用されている可能性があります。ただし、一般家庭で使用されている蛍光灯には、PCBは使用されていません。詳しくは、その照明器具のメーカーにお問い合わせください。

Q　工場の移転を予定していますが、どうすればよいでしょう。

A　廃棄物を移動する際、自ら運搬する場合にあっては、特別管理産業廃棄物管理責任者の指示のもと、廃棄物処理法に定める処理基準に従い、適正な管理のもと運搬しなければなりません。また、他人に収集運搬を委託する場合にあっては、都道府県からPCB廃棄物の収集及び運搬の許可を得ている業者に委託する必要があります。なお、移転先において引き続き、廃棄物処理法に基づき、適正な保管及び管理を行うことに加え、PCB特別措置法に基づく届出を行う必要があります。

Q　保管のみを他人に委託することができますか。

A　保管を委託した者及び委託を受けた者双方ともに禁止されている譲渡し及び譲受けの行為に該当し、罰則の対象になりますので絶対に行ってはなりません。

Q　PCBを運ぶときは、どのような容器を使用すればよいですか。

A　PCB廃棄物の種類及び形態等に応じて適切な容器等を選定する必要があります。
詳細は廃棄物処理法その他関係法令で定める基準を遵守し、安全かつ確実に収集・運搬を行うために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、微量PCB汚染廃電気機器等については「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」をご覧ください。

Q　会社が倒産してしまいました。残ったPCB廃棄物はどのようにしたらよいですか。

A　PCB廃棄物の譲渡し、譲受けは原則禁止ですが、やむを得ない場合として、破産や特別精算を行うことが株主総会で決議されるなど会社の存続が認められないことが客観的に明らかな場合、PCB廃棄物を確実かつ適正に処理する十分な意思と能力を有する者として都道府県知事が認めた者（例えば、親会社等）に譲り渡すことは可能です。

電気事業法に基づく届出についての問い合わせ窓口

事業所所在地	窓　口	
北海道	北海道産業保安監督部電力安全課	011-709-2311 内 2720
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県	関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課	022-221-4947
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市（昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域を除く。）、伊東市、富士市（平成20年10月31日における旧庵原郡富士川町の区域を除く。）、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、田方郡、賀茂郡、駿東郡。	関東東北産業保安監督部電力安全課	048-600-0385
愛知県、長野県、岐阜県（北陸産業保安監督署及び近畿支部の管轄区域を除く。）、三重県（近畿支部の管轄区域を除く。）、静岡県（関東東北産業保安監督部の管轄区域を除く。）	中部近畿産業保安監督部電力安全課	052-951-2817
富山県、石川県、福井県（小浜市、三方郡、大飯郡及び三方上中郡を除く。）、岐阜県（飛騨市（平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村（昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。）の区域に限る。）及び郡上市（平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。）	中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署	076-432-5580
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（中国四国産業保安監督部の管轄区域を除く。）、福井県のうち小浜市、三方郡、大飯郡、三方上中郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町（昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。）、三重県のうち熊野市（昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。）、南牟婁郡	中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課	06-6966-6048
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市（平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町	中国四国産業保安監督部電力安全課	082-224-5742
徳島県、高知県、香川県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）、愛媛県（中国四国産業保安監督部本部の管轄区域を除く。）	中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課	087-811-8587
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州産業保安監督部電力安全課	092-482-5520
沖縄県	那覇産業保安監督事務所	098-866-6474

PCB廃棄物の届出についての問い合わせ窓口

都道府県

北海道　環境生活部環境局	循環型社会推進課	011-204-5199
青森県　環境生活部	環境政策課	017-734-9248
岩手県　環境生活部	資源循環推進課	019-629-5381
宮城県　環境生活部	循環型社会推進課	022-211-2463
秋田県　生活環境部	環境整備課	018-860-1624
山形県　環境エネルギー部	循環型社会推進課	023-630-2323
福島県　生活環境部	産業廃棄物課	024-521-7264
茨城県　生活環境部	廃棄物対策課	029-301-3027
栃木県　環境森林部	廃棄物対策課	028-623-3107
群馬県　環境森林部	廃棄物・リサイクル課	027-226-2824
埼玉県　環境部	産業廃棄物指導課	048-830-3136
千葉県　環境生活部	廃棄物指導課	043-223-2757
東京都　環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	03-5388-3573
神奈川県　環境農政局環境部	資源循環課	045-210-4149
新潟県　県民生活・環境部	廃棄物対策課	025-280-5161
富山県　生活環境文化部	環境政策課	076-444-9618
石川県　環境部	廃棄物対策課	076-225-1474
福井県　安全環境部	循環社会推進課	0776-20-0382
山梨県　森林環境部	環境整備課	055-223-1518
長野県　環境部	廃棄物対策課	026-235-7187
岐阜県　環境生活部	廃棄物対策課	058-272-8217
静岡県　くらし・環境部環境局	廃棄物リサイクル課	054-221-2424
愛知県　環境部	廃棄物監視指導室	052-954-6236
三重県　環境生活部廃棄物対策局	廃棄物・リサイクル課	059-224-2475
滋賀県　琵琶湖環境部	循環社会推進課	077-528-3474
京都府　文化環境部環境・エネルギー局	循環型社会推進課	075-414-4730
大阪府　環境農林水産部	環境管理室事業所指導課	06-6210-9583
兵庫県　農政環境部環境管理局	環境整備課	078-362-3280
奈良県　くらし創造部景観・環境局	廃棄物対策課	0742-27-8747
和歌山県　環境生活部環境政策局	循環型社会推進課	073-441-2692
鳥取県　生活環境部	循環型社会推進課	0857-26-7562
島根県　環境生活部	廃棄物対策課	0852-22-6151
岡山県　環境文化部	循環型社会推進課	086-226-7308
広島県　環境県民局	産業廃棄物対策課	082-513-2963
山口県　環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	083-933-2988
徳島県　県民環境部	環境整備課	088-621-2269
香川県　環境森林部	廃棄物対策課	087-832-3226
愛媛県　県民環境部環境局	循環型社会推進課	089-912-2358
高知県　林業振興・環境部	環境対策課	088-821-4523
福岡県　環境部	廃棄物対策課	092-643-3363
佐賀県　くらし環境本部	循環型社会推進課	0952-25-7108,7078
長崎県　環境部	廃棄物対策課	095-895-2373
熊本県　環境生活部環境局	廃棄物対策課	096-333-2278
大分県　生活環境部	廃棄物対策課	097-506-3127
宮崎県　環境森林部	循環社会推進課	0985-26-7081
鹿児島県　環境林務部	廃棄物・リサイクル対策課	099-286-2596
沖縄県　環境生活部	環境整備課	098-866-2231

政令で定める市

旭川市　環境部	環境対策課	0166-25-6369
札幌市　環境局環境事業部	事業廃棄物課	011-211-2927
函館市　環境部	環境対策課	0138-51-0740
青森市　環境部	廃棄物対策課	017-761-4012
盛岡市　環境部	廃棄物対策課産業廃棄物対策室	019-626-7573
仙台市　環境局廃棄物事業部	廃棄物指導課	022-214-8235,8236
秋田市　環境部	廃棄物対策課	018-866-2076
郡山市　生活環境部	廃棄物対策課	024-924-3171
いわき市　生活環境部	廃棄物対策課	0246-22-7604
宇都宮市　環境部	廃棄物対策課	028-632-2929
前橋市　環境部	廃棄物対策課	027-898-5953
高崎市　環境部	産業廃棄物対策課	027-321-1325
さいたま市　環境局資源循環推進部	産業廃棄物指導課	048-829-1607
川越市　環境部	産業廃棄物指導課	049-239-7007
千葉市　環境局資源循環部	産業廃棄物指導課	043-245-5682
船橋市　環境部	産業廃棄物課	047-436-3810
柏　市　環境部	産業廃棄物対策課	04-7167-1696
横浜市　資源循環局事業系対策部	産業廃棄物対策課	045-671-2513
川崎市　環境局生活環境部	廃棄物指導課	044-200-2596
横須賀市　資源循環部	廃棄物対策課	046-822-8523
相模原市　環境経済局資源循環部	廃棄物指導課	042-769-8335
新潟市　環境部	廃棄物対策課廃棄物指導室	025-226-1411
富山市　環境部	環境政策課	076-443-2178
金沢市　環境局	環境指導課	076-220-2528
長野市　長野市環境部	廃棄物対策課	026-224-7320
岐阜市　環境事業部	産業廃棄物指導課	㈹058-265-4141内6271
静岡市　環境局廃棄物対策部	産業廃棄物対策課	054-221-1363
浜松市　環境部	産業廃棄物対策課	053-453-6110
名古屋市　環境局事業部	廃棄物指導課	052-972-2392
豊田市　環境部	廃棄物対策課	0565-34-6710
豊橋市　環境部	廃棄物対策課	0532-51-2410
岡崎市　環境部	廃棄物対策課	0564-23-6871
大津市　環境部	産業廃棄物対策課	077-528-2062
京都市　環境政策局	事業系廃棄物対策室	075-366-1394
大阪市　環境局環境管理部	環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺　市　環境局環境保全部	産業廃棄物対策課	072-228-7476
東大阪市　環境部	産業廃棄物対策課	06-4309-3207
高槻市　産業環境部	資源循環推進課	072-675-3695
豊中市　環境部	環境センター減量推進課	06-6858-3070
神戸市　環境局	事業系廃棄物対策室	078-322-5306
姫路市　環境局美化部	美化業務課産業廃棄物対策室	079-221-2405,2418
尼崎市　経済環境局	産業廃棄物対策担当	06-6489-6310
西宮市　環境局環境総括室	産業廃棄物対策課	0798-35-3277
奈良市　環境部	産業廃棄物対策課	0742-34-4592
和歌山市　市民環境局環境事業部	産業廃棄物課	073-435-1221
岡山市　環境局	産業廃棄物対策課	086-803-1303,1304
倉敷市　環境リサイクル局リサイクル推進部	産業廃棄物対策課	086-426-3385
広島市　環境局業務部	産業廃棄物指導課	082-504-2225,2226
呉　市　環境部	環境政策課	0823-25-3302
福山市　経済環境局環境部	廃棄物対策課	084-928-1168
下関市　環境部	廃棄物対策課	083-252-7152
高松市　環境局	環境指導課	087-839-2380
松山市　環境部	廃棄物対策課	089-948-6624
高知市　環境部	廃棄物対策課	088-823-9427
北九州市　環境局環境監視部	産業廃棄物対策室	093-582-2178
福岡市　環境局循環型社会推進部	産業廃棄物指導課	092-711-4303
大牟田市　環境部	廃棄物対策課	0944-41-2732
久留米市　環境部	廃棄物指導課	0942-30-9148
長崎市　市民局環境部	廃棄物対策課	095-829-1159
佐世保市　環境部	廃棄物指導課	0956-20-0660
熊本市　環境局	ごみ減量推進課事業ごみ対策室	096-328-2362
大分市　環境部	清掃管理課産業廃棄物対策室	097-537-7953
宮崎市　環境部	廃棄物対策課	0985-21-1763
鹿児島市　環境局清掃部	廃棄物指導課	099-216-1289
那覇市　環境部	廃棄物対策課	098-951-3231

環境省ホームページ http://www.env.go.jp/

――このパンフレットの内容に関する問い合わせ先――
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課
〒100-8975　東京都千代田区霞が関１－２－２
TEL（03）3581-3351（代表）　FAX（03）3593-8264

R100
古紙配合率100％再生紙を使用しています